

I. 児童クラブを利用している児童を被保険者とした次の要件を満たす保険

(1) 補償内容

① 傷害保険

- ア 死亡 2,000 万円以上
- イ 後遺障害 3,000 万円以上
- ウ 入院 3,000 円以上(1 日目から/1 日につき)
- エ 通院 1,000 円以上(1 日目から/1 日につき)

② 賠償責任保険

- ア 対人(1 名につき) 1 億円以上
- イ 対物(1 事故につき) 1 億円以上

(2) その他特記事項

- ① 補償の範囲として活動への往復中含む
- ② 熱中症及び細菌性ウイルス性食中毒による事故も保険の対象とする

II . 児童クラブにて指導している職員を被保険者とした次の要件を満たす保険

補償内容

① 傷害保険

- ア 死亡 500 万円以上
- イ 後遺障害 800 万円以上
- ウ 入院 1,500 円以上(1 日目から/1 日につき)
- エ 通院 1,000 円以上(1 日目から/1 日につき)

III . 児童クラブを被保険者とした次の要件を満たす保険

補償内容

① 施設賠償責任保険(身体賠償・財物賠償)

支払限度額	1 名につき	1 事故
対人賠償	1 億円以上	1 億円以上
対物賠償		300 万円以上

② 生産物賠償責任保険

支払限度額	1 名につき	1 事故
対人賠償	1 億円以上	1 億円以上

※必ず提供した飲食物による事故が補償内容となっているか確認すること。